

春闘討論集会

日時：12月12日(日)13時半～
場所：千葉土建本部会館



ホームページ <http://chibarouren.org/> / メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第360号

2021年

11月21日

発行
千葉県労働組合連合会
〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8
自治体福祉センター3F
電話 043 (225) 5576
FAX 043 (221) 0138
発行人 本原康雄 定価20円

第360号 URL版 2021年11月30日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8 自治体福祉センター

電話 043 (225) 5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価 20円

【1面】

コロナ禍の労働者の悩みを聞く 10・23 何でも相談会

ネットから相談に繋がる

10月23日の12時～20時まで自治体福祉センターで、弁護士1人と労働相談員4人、合計5人で暮らしや労働相談などの電話対応をしました。選挙期間中の取組みであったことから、NHKの全国報道がされない中、ネット情報などで知った人達から、千葉労連会場には県外も含め5件の相談が寄せられました。以下、相談内容です。

▼4年間、生活保護を受けている。妻とは離婚した。再就職をしようと思っているが、なかなか就職出来ない。現在、弁護士に相談しながら、破産手続きをしている。ハローワークに行き、職業訓練をしているが、就職先が決まらない。ハローワークや社会福祉協議会に相談しても、相手にされない。今後、

生活をどうすればいいか不安。(40代男性)この相談に対し、生活と健康を守る会の連絡先を伝えました。

▼母親の介護を長くやってきたため、本来の事業が十分できず、収入がほとんど無くなった。現在はこれまでの預貯金を取り崩して生活している。自営業をしていた時期も国民年金には加入していなかったため、年金受給の資格はない。(60代女性)この相談に対し、市役所や福祉事務所にいき、生活保護の受給手続きの相談を勧めました。

▼うつ病で障害者年金の申請をしたが、



相談者からの労働相談の解決のため奮闘する労働相談員

不支給となった。小口資金を借り、少額給付を受け、メルカリで物を売って生活をしていたが、もう限界で、どうすればよいのか。(50 代男性) 生活保護は憲法で保障されている正当な権利なので恥ではない、とアドバイスしました。難癖をつけられたら、弁護士を連れて、正当な手続きが出来る様に伝えました。この相談に対し、借金は法テラスで処理するように勧めました。

▼飲食店を経営している。今年 1 月～9 月まで、休まざるを得なく、酒のみの提供。5 時～7 時までの営業では無理だったが、カラオケ店は契約していたが、使用しなかった。しかし「カラオケは契約しているので使用料を払って下さい」と言われた。支払い義務はあるのか?(40 代女性) この質問にカラオケ店との契約がある以上は、支払いの義務は発生する、持続化給付金等を利用し、労働局の判断も参考に対応を検討して下さい、とアドバイスしました。

▼看護学生で、子どもを二人抱えている。コロナ関連の家賃補助を区役所に行き、手続きしたが、12 月で打ち切れ、生活が苦しい。全労連HPで相談会を知った。介護福祉の資格を持ち、スキルアップの為、看護資格を取得したい。実習は 11 月で終了し、来年 3 月に卒業予定。その後、3 年間学校に行き、正看護師の資格取得を目指す。家賃補助がないと生活が出来ない。看護学生として来年 3 月の卒業まで何とか乗り切るための制度や方法を探した。(30 代女性) この相談に対し『住宅確保給付金』3 人～5 人世帯で使用可能です。新型コロナ感染拡大への対応として、令和 2 年中に新規申請をした人には、一定の条件を満たす場合は、3 ヶ月を限度に 3 回まで延長することが出来ます。令和 3 年 11 月 30 日までに再申請し、3 ヶ月に限り再支給が可能、とアドバイスしました。

千葉労連労働相談センター相談員の中林正憲さんは「コロナ禍で頑張る人が報われる社会であってほしい」と感想を述べました。

「共通政策」実現めざす取り組みを

10・31 総選挙の結果を踏まえて

改憲阻止の運動強化を

10 月 31 日投開票で行なわれた総選挙は、安倍・菅政権による強権政治や新自由主義の政策から、立憲主義の回復でいのちと暮らしを守る政治への転換を求め、市民と野党の共闘による政権交代をめざしてたたかわれました。

自民党は幹事長や現職大臣が落選するなど、議席減少となりましたが、単独で絶対安定多数の 261 議席を確保しました。

一方、政権交代を目指した 4 野党(立憲民主党、日本共産党、社民党、れいわ新選組)は、全体として議席を伸ばせませんでした。野党一本化した 213 選挙区の内、62 の選挙区での勝利は野党共闘の重要な成果です。しかし、投票率は戦後 3 番目の低さで、自公政治に対する批判は、その補完勢力の日本維新の会に流れる結果となりました。

この様に、政権交代は実現できませんでしたが、市民連合と 4 野党が合意した「共通政策」は、憲法に基づく政治の回復、格差と貧困の是正や科学的知見に基づくコロナ対策、地球環境を守るエネルギー転換、ジェンダー平等、権力の私物化を許さないなど、基本的に私たちの要求と合致しています。今後は、市民と野党の共闘を発展させ、「共通政策」を実現する取り組みが重要です。

一方、改憲勢力が 3 分の 2 を超えた下で、改憲策動が強まる可能性があります。職場・地域から改憲阻止の運動を強め、来年 7 月の参議院選挙で、改憲勢力を過半数割れにする必要があります。同時に「要求実現と政治と労働組合のかかわり」、組合員や地域住民について深め、職場・地域からの日常的な活動強化と継続が強く求められます。そして、労働者・国民の要求を実現する政治への転換に向け、組織を

強化し、職場と地域からさらに奮闘することが要求されます。

政治戦では「政治を選びに行こう」「選挙に行こう」の訴えを引き続き追求し、来年の参議院選挙を勝ち抜いていく事と、新しい国会情勢のもと、引き続きアスベストやインボイス、建設国保などの私達と家族の切実で真つ当な要求を実現するため、いっそう奮闘していくことを改めて誓いたい、と思います。

75 年以上続く独裁政権交代の遠さを感じた選挙でした。国民・労働者の権利意識の低さ、自分で物事を考えない同調思想に捕らわれた思考は、国民を食い物にする資本主義脱却の足枷です。また、下らない偏見や差別で進まない共闘へのもどかしさや怒り、日本社会への失望を感じました。この状況を変えたい、変わる時が来ると信じています。

各組織からの感想

千葉土建

政治戦では「政治を選びに行こう」「選挙に行こう」の訴えを引き続き追求し、来年の参議院選挙を勝ち抜いていく事と、新しい国会情勢のもと、引き続きアスベストやインボイス、建設国保などの私達と家族の切実で真つ当な要求を実現するため、いっそう奮闘していくことを改めて誓いたい、と思います。

全国一般

75 年以上続く独裁政権交代の遠さを感じた選挙でした。国民・労働者の権利意識の低さ、自分で物事を考えない同調思想に捕らわれた思考は、国民を食い物にする資本主義脱却の足枷です。また、下らない偏見や差別で進まない共闘へのもどかしさや怒り、日本社会への失望を感じました。この状況を変えたい、変わる時が来ると信じています。

波 涛

コロナのワクチン接種を、9月と10月に受けた。

1 回目は特に副作用も出ず、2 回目を接種後、痛みと副作用が 24 時間後に出た。接種の翌日の夕方、腰の痛みと悪感と熱が出て、解熱鎮痛剤を飲んだ。身体のダルさと微熱が 5 日、続いた。職場の職員 18 人全員がワクチン接種 2 回目を終え、来年 3 回目の接種も予定されている▼衆議院選挙の結果、自民、公明、維新が票を伸ばし、野党共闘は票を減らした。その一番の要因は、野党共闘が機能しない事や、選挙中も団結できない野党では政権交代の実現は難しい。参議院選挙までに女性候補者も増やしたい。国民の声を聞き、政策に反映させるべきだ。



【2面】

人間を置き去りにしない社会へ

11・3 コロナ後の未来を考える

脱新自由主義を目指して

11 月 3 日に千葉県学習協の主催で学習交流会が開催され、オンラインを含めて 42 人が参加しました。

記念講演は、千葉県学習協会長・明海大学准教授の宮崎礼二さんが「ポストコロナ社会『脱新自由主義』をめざして」と題して、講演しました。

宮崎さんはグラフやデータを活用し、新自由主義の始まりがアメリカを真似た小泉構造改革であり、それから現在までに新自由主義がもたらした実質賃金や税負担などの弊害、トリクルダウンは起こりえないということを説明しました。

また、岸田首相が、これまでの新自由主義路線を継承しようとしているとし、「新しい資本主義」の中身をしっかりと監視しなければいけない、と指摘しました。



コロナ後の社会の展望を語る宮崎礼二さん

そして、脱新自由主義に転換したアメリカのバイデン政権を例にあげ、日本でも目先の儲け最優先の社会から、人間が最優先される社会へ転換すること＝国民の権利を守る、ルールある経済社会を実現することが必要であると話しました。

交流の場では「コロナ禍で私たちの働き方は」と題し、元保健所で働いていた福田節子さんが、日に日に切迫する保健所の実態について話しました。

東葛病院に勤務する小沢義憲さんは、新入職員教育がまともにできない実態を話しました。千葉労連労働相談センターの中林正憲さんが、コロナ禍で労働時間や賃金が使用者側の都合のいいように扱われている実態が、それぞれ報告されました。

非正規と正規の格差是正を求め

結集し勝ち取ろう

ボーナス差別やめろキャンペーン開始

全労連は均等待遇の実現に向け、すべての労働者に一時金支給を求める「ボーナス差別やめろ！キャンペーン」が始まっています。パートやすべての労働者に冬季一時金を均等に支給するように要求を提出し、交渉を行う様に呼びかけています。2020年4月1日施行の「パートタイム・有期雇用労働法」及び「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」は、一時金、諸手当、福利厚生制度等について、不利益変更をしない前提です。正規労働者と非正規労働者の均等をはかること、格差のある労働条件については、同法第14条に則り、労働組合の求めに応じて、説明義務を果たすことを要求しています。アルバイトや契約社員の一時金ゼロは「差別」です。

今年4月から中小企業にも適用されたパート有期法第8条に基づく「同一労働同一賃金

ガイドライン」は、短時間・有期雇用労働者であっても「賞与は、会社に同一の貢献であれば同一の支給で、労働に相違がある場合は、応じた支給をする必要がある」としています。業務内容は同じなのに、パートで、一時金で差のつく不合理の中、働く労働者がいます。「一時金は支払われて当たり前」にするたたかいを今こそ、始める時です。

また、要求提出や交渉・ストライキなどに、非正規労働者の仲間が当事者として参加するために、非正規労働者には「労働組合に加入し実現しよう」と働きかけます。要求前進のカギは、郵政 20 条裁判など全国での非正規差別 NO のたたかいを追い風とし、多くの仲間が要求に結集する事です。

「同一労働同一賃金」と「無期雇用制度」は、法律では施行されていますが、自動的に待遇改善はされていません。労働組合は、法律を活用し、「非正規差別 NG」の取組を進めています。職場から差別をなくし、職場の環境作りのために、まずは、労働相談に相談して下さい。

短信

喫煙後のポイ捨てをする人の心理

先月号の投稿欄に、タバコのポイ捨てについて特集号を組んで下さい、という要望を頂きました。何人かの喫煙者に質問した所、皆ポイ捨てをしていないとの事です。異口同音に、ポイ捨てをしていた当時は「どこかにタバコの吸い殻は分解し、消えてなくなると思っていた」と言っていました。そんなに都合のいい事はないと思いました。私の自宅前は、信号待ちの車からポイ捨てが頻繁にされます。どの事例もそうですが、する側は「それ程でもない」と思っている、される側は「許さない」と感じるものです。喫煙者の皆さんにお願いです。少し想像力を巡らし、タバコを捨てる方法を考えて下さい。

労働相談一ヶ月

～仮眠時間は労働時間か～

Q 福祉関係の仕事をしています。夜勤もあり、夜の 10 時から翌日の 5 時までは仮眠時間ですが、23 時に戸締りをし、24 時に利用者の部屋を回って確認することになっています。同時に、利用者さんからコールがあったらその都度対応しています。残業代は、仮眠時間だからと言って出ません。おかしいと思うのですが。

A 夜間勤務時、仮眠時間の賃金の支払いをめぐる疑問の相談は時折あります。今回の相談の場合の仮眠時間は労働時間として、支払われるべき勤務形態と判断されます。

判断基準は、労働基準法と裁判の判例です。労基法には「仮眠時間」という規定はありません。

「休憩時間」として扱われます。休憩時間は、原則仕事から完全に離れている状態にあることになっています。そのため、休憩時間となっていながら、仕事をするをあらかじめ求められている状態は「休憩時間」ではなく「労働時間」となります。

相談者は、仮眠時間中に戸締りや部屋の巡回、利用者のコールに対応する仕事が組み込まれており、作業指示書に記載されているといます。

仮眠時間の裁判では、作業指示の有無が争点になっています。仮眠時間中に仕事をした時間は時間外労働として賃金の支払いが必要、ということに争いはありません。問題は、仮眠時間全体を労働時間かどうか争点になります。判断では、仮眠時間中に仕事をするように作業指示書などで求められているか、あるいは作業実態から指示とみなされるか、などが問題となっています。

仮眠時間が組み込まれたシフトで働いている場合は、仕事から解放されているか否かをチェックしましょう。【中林】